

1 はじめに

(1) 計画策定の背景

少子高齢・人口減少社会が到来し、支え合い機能の脆弱化や地域の担い手不足等が進む中、地域社会の基盤の再構築も視野に入れ、対象者の属性を問わない相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が2021（令和3）年4月より始まりました。

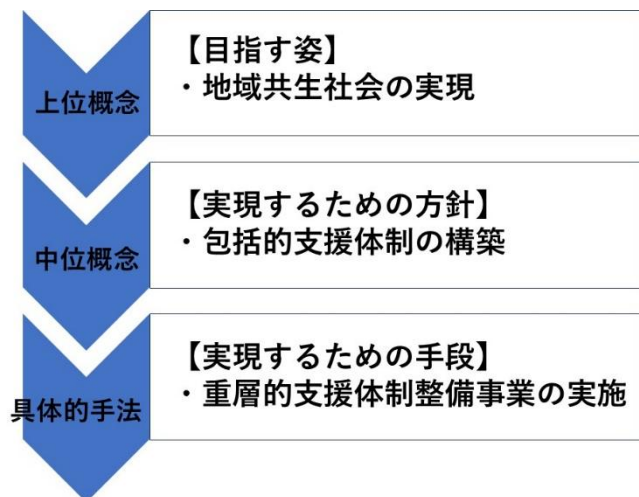
この事業の目標は、複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備することであり、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」をめざすものです。

扶桑町で行う重層的支援体制は、新たな窓口等を作るわけではなく、町全体の支援関係機関が既存の取り組みを活用して、「包括的な支援体制」を構築することによって、「地域共生社会」の実現をめざすものです。

※重層的支援体制整備事業とは

2021（令和3）年4月1日施行の改正社会福祉法において、「この法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業」とされています（第106条の4第2項）。

(2) 社会福祉法における概念



・地域共生社会の実現【目指す姿】

社会福祉法第4条第1項で、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」とされています。

・包括的支援体制の構築【実現するための方針】

社会福祉法第106条の3において、市町村は「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。」とされ、市町村の努力義務となっています。

・重層的支援体制整備事業の実施【実現するための手段】

社会福祉法第106条の4において、「市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、(中略)厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。」とされ、市町村は、包括的支援体制の構築の方針の具体的な取り組みとして「重層的支援体制整備事業」を行うことができる法的根拠となっています。

(3) 重層的支援体制整備事業の全体像と扶桑町における取り組みの関係

社会福祉法に定められた重層的支援体制整備事業の各事業と扶桑町における取り組みの関係は、以下のとおりです。

社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項		重層的支援体制整備事業の各事業名	扶桑町における具体的な事業内容
第 1 号	イ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業	包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営事業 (長寿介護課)
	ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業		障害者相談支援事業 (福祉課)
	ハ 子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号に掲げる事業		利用者支援事業 (子ども課・健康推進課)
	ニ 生活困窮者自立支援法第 11 条第 1 項に掲げる事業		福祉事務所未設置町村相談事業 (福祉課)
第 2 号 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会を提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業		参加支援事業	新規事業 詳細は 11 ページ
第 3 号	イ 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの	地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業 (長寿介護課)
	ロ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業		生活支援体制整備事業 (長寿介護課)
	ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 9 号に掲げる事業		地域活動支援センター機能強化事業 (福祉課)
	ニ 子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号に掲げる事業		地域子育て支援拠点事業 (子ども課)
第 4 号 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	新規事業 詳細は 11 ページ
第 5 号 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業		多機関協働事業	新規事業 詳細は 9 ページ
第 6 号 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業		支援プランの作成	新規事業 詳細は 10 ページ

2 扶桑町における重層的支援体制整備事業実施計画について

(1) 実施の目的

重層的支援体制整備事業実施の目的は、「障害」「高齢」「子ども・子育て」「生活困窮」の分野を超えた専門職と地域住民等との多様な協議により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することです。

- ①福祉に関する相談を相談者の属性・世代を問わずに包括的に受け止める
- ②既存の制度で対応できない要支援者を地域活動等の公益的な社会資源へつなぐ
- ③地域活動の活性化につなげる活動の場の確保や多分野のプラットフォームの形成

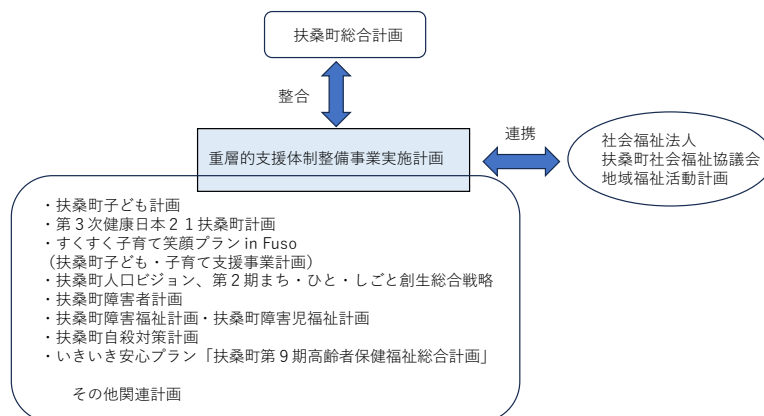
上記①～③は、これまでに必要性を認識しながらも、国・県の補助金の仕組みや個人情報の問題、マンパワー不足等で対応できなかった課題への対応で今後新たに取り組む必要のある課題です。

支援を必要としている方へ適切な支援を行き渡らせるために実施するものであり、行政や福祉サービス事業所の事務の効率化や省力化をめざすものではありません。

(2) 計画の位置付け

社会福祉法第106条の5において、「重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。」と規定されており、本計画は、同法に基づき策定する市町村計画となります。

本計画は、扶桑町総合計画との整合を図り、各分野別の計画と調和が保たれたものとし、社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」とも連携を図るものとします。



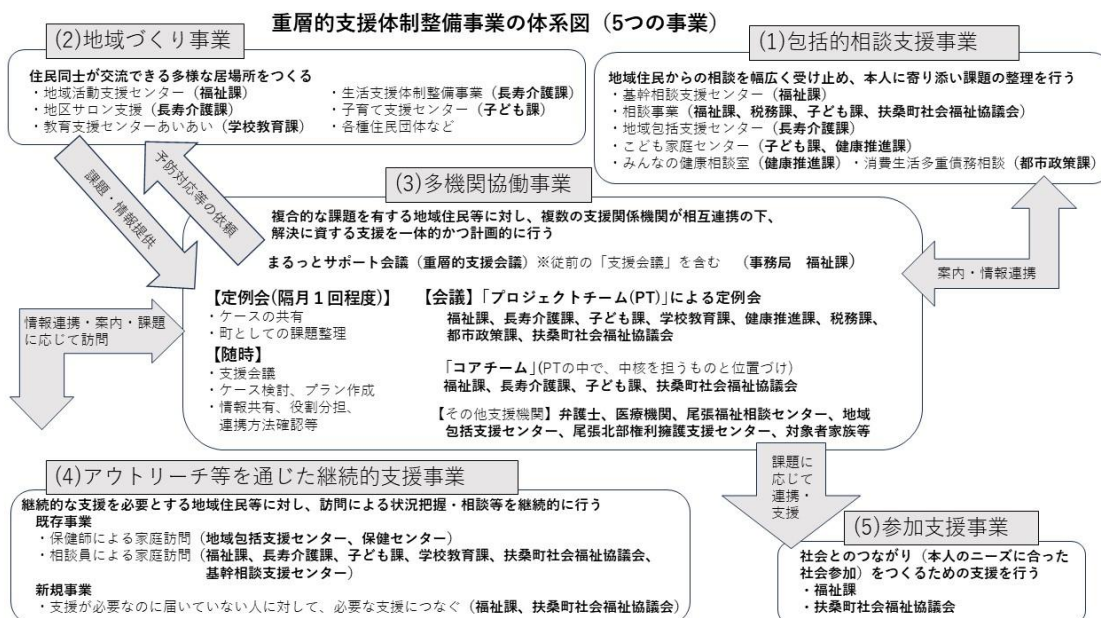
(3) 計画期間

本計画の実施期間は3年間とし、実績等を勘案して見直しを行います。ただし、令和8年度については、実施期間を1年間とします。

計画の見直しにあたっては、PDCAサイクルに基づき、実績に対する評価を行い、改善点を見つけ出したうえで取り組みを推進します。

計画名	年 度			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
扶桑町重層的支援体制 整備事業実施計画	評価・改善	評価・改善		

3 扶桑町における重層的支援体制整備事業の事業体系



法第106条の4第2項に基づく重層的支援体制整備事業は、(1) から (5) までの5つの事業体系とします。そのうち (1)、(2) 及び (5) は必須事業で、(3) 及び (4) については段階的な実施が可能な事業です。

(1) 包括的相談支援事業

扶桑町における包括的相談支援は、障害・高齢・子育て・生活困窮等の各分野に窓口を設け、それぞれが連携・協働しながら支援を行います。

・ 障害者相談支援事業

支援対象者：障害のある人及びその家族等

設置場所：福祉課内

設置形態：直営：福祉課

支援機関名：基幹相談支援センターふそう

支援対象者：障害のある人及びその家族等

設置場所：総合福祉センター内

設置形態：委託：特定非営利活動法人ネットワーク駒来の家

・地域包括支援センター運営事業

支援機関名：扶桑町地域包括支援センター

支援対象者：高齢者及びその家族等

設置場所：総合福祉センター内

設置形態：委託：社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会

・利用者支援事業

支援機関名：こども家庭センター

支援対象者：子ども及びその保護者、家族等

設置場所：子ども課内、保健センター内

設置形態：直営：子ども課、健康推進課

・福祉事務所未設置町村相談事業

支援対象者：生活に困窮している人や生きづらさを抱える人及びその家族等

設置場所：福祉課内

設置形態：直営：福祉課

(2) 地域づくり事業

住民主体の地域福祉推進という考え方を、地域共生社会のあり方を踏まえて継承し、支え手と受け手の関係を超えて住民みんなが主役として参画することで、一人ひとりにかかる負担を軽くし、ゆるやかに支え合うことができる地域づくりを進めます。

・地区サロン支援事業（地域介護予防活動支援事業）

事業内容：要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化することを目的としています。

実施方法：委託：社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会

実施内容：誰でも参加できる「地域の通い場」の支援及び立ち上げの援助を行います。また、認知症予防活動や健康体操を各サロンに提供する他、サロンの代表者向けに運動等の指導のやり方を伝える「Fuso 健康づくりリーダー育成研修会（プレミアムサロン）」を開催しています。

各サロンには講師料や、食糧品、消耗品等を購入する為の活動助成費を支給しています。地区サロン数は36グループです。（令和7年10月末現在）

・生活支援体制整備事業

事業内容：地域の多様な主体の連携のもと、住民が担い手として参加する住民主体の相互支援活動を促し、高齢者等の日常生活を支える重層的な生活支援・介護予防体制づくりと高齢者等の社会参加を促進させるためのコーディネーターを配置し、ネットワークの構築、資源開発、ニーズと取り組みのマッチングを実施します。

実施方法：委託：社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会

実施内容：町内の2つの中学校区ごとに協議体（通称：なじみ会）を設置し、地域資源や地域の住民のニーズについて把握をしています。また、ニーズに沿って協議体の構成員と活動を担う住民を生活支援コーディネーターが支援し、地域の住民がより暮らしやすくなるように地域の課題解決に取り組みます。

・地域活動支援センター機能強化事業

事業内容：地域活動支援センターの基本事業として利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等の支援を行う基礎的事業に加え、以下の事業を実施します。

I型 精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

II型 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

III型 地域の障害者のための援護対策として、小規模作業所の事業の実績をおおむね5年以上有し、安定的な運営が図られている事業所にてサービスを実施します。

設置場所：地域活動支援センター希楽里、ふそうデイサービスセンター、ハートフル大口

支援機関名：地域活動支援センター希楽里(I型)

実施方法：町指定事業所：医療法人桜桂会

実施内容：創作的活動、社会との交流の促進等便宜の供与、並びに機能強化を図るため専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。

支援機関名：ふそうデイサービスセンター (II型)

実施方法：町指定事業所：社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会

実施内容：創作的活動、社会との交流の促進等便宜の供与、並びに入浴サービスを実施します。

支援機関名：ハートフル大口（Ⅱ型）

実施方法：町指定事業所：社会福祉法人おおぐち福祉会

実施内容：創作的活動、社会との交流の促進等便宜の供与、並びに入浴サービスを実施します。

・地域子育て支援拠点事業

事業内容：乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

設置場所：高雄保育園内、児童センター内

支援機関名：子育て支援センター「にこにこらんど」（高雄保育園内）

実施方法：直営：子ども課

実施内容：子育て支援センター保育士による相談（電話・面接）を行います。

支援機関名：子育て支援センター「すくすくらんど」（児童センター内）

実施方法：委託：特定非営利活動法人ママ・ちょこ

実施内容：子育て支援センター保育士による相談（電話・面接）を行います。

（3）多機関協働事業

扶桑町関係各課と社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会で、包括的相談支援や地域づくり事業等から得られた情報によって判明した案件に対応します。このとき、単一の支援機関だけでは対応が困難な場合は、まるっとサポート会議（支援会議、重層的支援会議）を開催し、多機関における情報共有・協働を図ります。

【多機関協働事業構成員・部署】

扶桑町関係各課（福祉課、長寿介護課、子ども課、学校教育課、健康推進課、税務課、都市政策課）、社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会、その他支援機関

・支援会議

扶桑町健康福祉部福祉課及び扶桑町社会福祉協議会が中核となって実施します。複合的課題等を抱えている可能性がある事案やセルフネグレクト（自身が抱えている課題に気づいていない状態）、支援が必要であることが疑われるものの、本人の同意が得られていないケースに対して、会議の構成員に守秘義務を設け、情報の共有や日常生活を営むための支援・見守り等の必要な体制の検討を行います。

・重層的支援会議

扶桑町健康福祉部福祉課及び扶桑町社会福祉協議会が中核となって実施します。本人の同意を得た複雑化・複合化した課題について、困難なケースの協議のほか、重層的支援体制整備事業全体において、現在の体制・手順では対応できない課題の洗い出し、支援プラン案の作成・評価など、事業全体のコーディネートも行います。

【まるっとサポート会議の構成員】

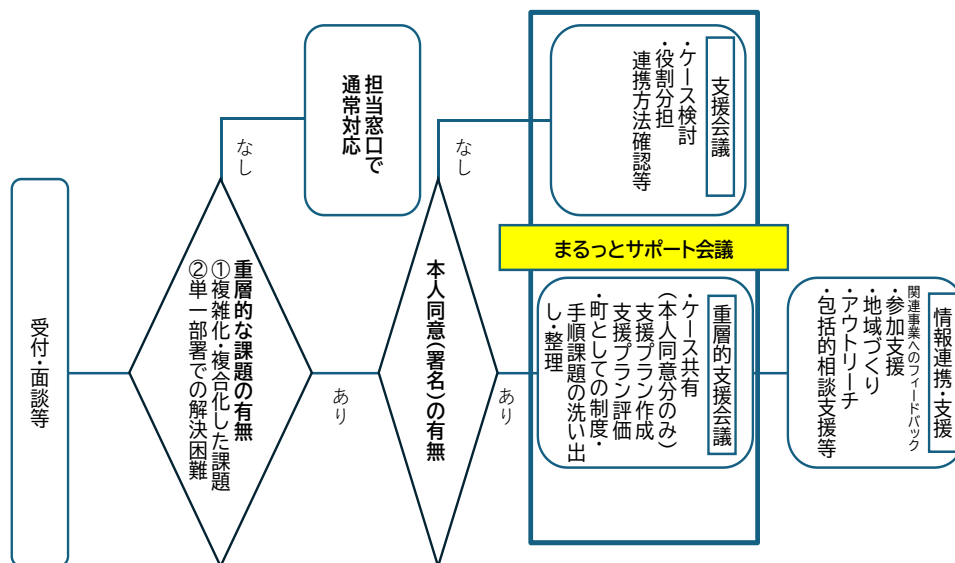
福祉課、長寿介護課、子ども課、学校教育課、健康推進課、税務課、都市政策課、社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会、その他支援関係機関

【まるっとサポート会議の開催頻度】

- ・定例会…隔月1回程度（長期継続ケースの確認、多機関協働手法の課題洗い出し等）
- ・随時…その他支援プラン等の作成及び評価が必要なとき

【所管課】扶桑町健康福祉部福祉課

ケース取り扱いを中心とした「支援会議」及び「重層的支援会議」の動き



(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

町内の保健師や民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどが、既存のサービスによる訪問や地域活動に合わせてアウトリーチ等の手法を用いて、支援が必要にもかかわらず届いていない人や世帯に対して、必要な相談支援につなぎます。

事業対象者：支援が必要であるにもかかわらず届いていない人及び世帯等

実施方法：直営：包括的相談支援事業者が事業の一環として実施

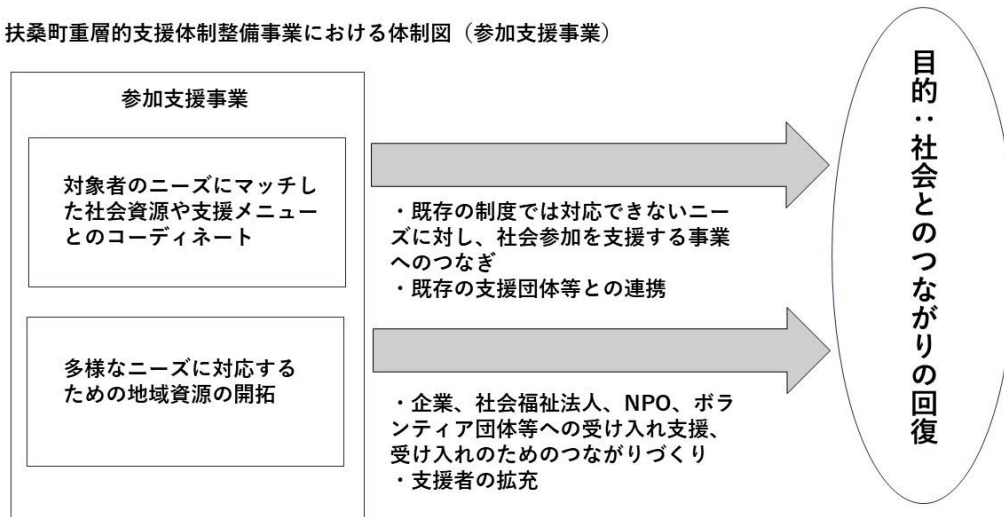
委託：社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会

(5) 参加支援事業

既存の制度では対応できないニーズに対して、地域における社会資源との調整、活用及び開発を行い、社会とのつながりを構築し、社会参加につなげます。併せて、既存の社会資源等の調整、活用及び新たな社会資源等を開発してニーズに対応した支援メニューを増やします。

また、地域や受け入れ先が想定される企業・団体等との連携構築や定着に向けた支援及び受け入れ先等のフォローアップも行います。

扶桑町重層的支援体制整備事業における体制図（参加支援事業）



支援対象者：何らかの理由で社会とのつながりが薄く、既存の支援では対応できない狭間のニーズを有し、社会参加が必要と思われる人や世帯等

実施方法：直営：包括的相談支援事業者が事業の一環として実施

委託：社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会

4 計画の進行管理と評価

定期的を開催する重層的支援会議において進捗状況や方向性を確認していき、改善について検討する体制を整えます。

また、PDCAサイクルに基づき、実績に対する評価を行い、改善点を見つけた上で取り組みを推進します。さらに、計画の修正・更新を行う際においては、社会福祉法第106条の5第2項に基づき、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとします。

